



# 第51期 定時株主総会 招集ご通知

2021年3月1日から2022年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類(連結・個別)
- 監査報告

## 開催情報

日時: 2022年5月19日(木曜日)

午前9時 受付開始

午前10時 開会

場所: 東京都中央区京橋一丁目10番7号

KPP八重洲ビル11階

AP東京八重洲



株式会社ジーフット

証券コード: 2686

株主の皆さまへ

東京都中央区新川一丁目23番5号  
**株式会社ジーフット**  
代表取締役社長 木下尚久

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月18日(水曜日)午後6時までには到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |         |   |  |
|---------|---|--|
| 1. 日    | 時 | 2022年5月19日(木曜日)午前10時   |
| 2. 場    | 所 | 東京都中央区京橋一丁目10番7号<br>K P P八重洲ビル11階 A P東京八重洲<br>(会場を前回の定時株主総会から変更しております。末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。※前回の臨時株主総会と同会場であります。)  |
| 3. 目的事項 |   |  |
| 報告事項    |   | 1. 第51期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第51期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項    |   |  |
| 第1号議案   |   | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案   |   | 取締役6名選任の件  |
| 第3号議案   |   | 監査役2名選任の件  |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 第51期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、計算書類の「連結注記表」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.g-foot.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.g-foot.co.jp/>)に掲載いたします。
  - ◎ 新型コロナウイルス感染症の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.g-foot.co.jp/>)にてお知らせいたします。

## 議決権行使に関するお願い

### A 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

### B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年5月18日（水曜日）午後6時までにご到着するようご返送ください。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止措置等を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付はせず、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<http://www.g-foot.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 目次

招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	3
（添付書類）	
事業報告 .....	16
連結計算書類	
連結貸借対照表 .....	40
連結損益計算書 .....	41
連結株主資本等変動計算書 .....	42
計算書類	
貸借対照表 .....	43
損益計算書 .....	44
株主資本等変動計算書 .....	45
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告 .....	46
計算書類に係る会計監査報告 .....	49
監査役会の監査報告 .....	52

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 当社は、経営の意思決定をスピーディかつ的確に進める為、経営と執行を明確に区分し、激変する経営環境下で機動的な意思決定が出来る体制に移行しておりますが、実際の組織体制にあわせて、現行定款第12条(招集権者および議長)および第19条(取締役会の招集権者および議長)につきまして所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる 2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる</p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款13条(電子提供制度)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

### ■取締役候補者の一覧

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当（※1）	第51期の取締役会 への出席状況
1	木下尚久	代表取締役社長 兼 社長執行役員 <b>再任</b>	25回開催のうち 25回出席
2	井上紀一	常務執行役員 経営管理担当 <b>新任</b>	14回開催のうち 14回出席（※2）
3	青山和弘	取締役 兼 常務執行役員 営業・商品担当 <b>再任</b>	19回開催のうち 18回出席（※3）
4	湊博昭	取締役 <b>再任</b>	25回開催のうち 22回出席
5	柴田昭久	取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	25回開催のうち 24回出席
6	荒川正子	取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	25回開催のうち 25回出席

※1. 取締役候補者の地位及び担当は、招集ご通知発送時のものです。

※2. 井上紀一氏は、2021年12月4日をもって、監査役を辞任により退任いたしました。出席取締役会の回数には、監査役として取締役会に出席した回数を記載しております。

※3. 青山和弘氏の出席状況は、2021年5月21日の取締役就任以降の出席状況です。

**社外** …社外取締役候補者

**独立** …東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届出予定の独立役員候補者

きのした なおひさ  
**1 木下 尚久**

再任

生年月日	1961年10月9日	所有する当社の株式数	4,100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1983年4月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社                  2007年9月 イオンリテール株式会社メンズ商品部長                  2008年9月 同社イオン広島府中店長                  2009年9月 同社インナー商品部長                  2012年9月 同社新事業開発プロジェクトリーダー                  2015年2月 同社F T 事業部長                  2019年3月 同社専門事業本部                  2019年4月 当社顧問                  2019年5月 当社代表取締役社長                  2022年4月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>木下尚久氏は、イオングループにおいて商品、新規事業開発、専門事業の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。2019年より、当社代表取締役社長として当社グループを牽引し、様々な経営課題に対し着実に取り組んできていることや、同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、引き続き当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>木下尚久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		



# いのうえ のりかず 2 井上 紀一

新任

生年月日	1965年10月25日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1989年3月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社          1995年3月 同社人材開発部          2001年3月 同社財務部          2006年6月 同社関連企業部          2008年11月 株式会社ツルヤ靴店（現 当社）社外監査役（2013年5月辞任）          2010年4月 イオン株式会社関連企業部マネジャー          2013年3月 株式会社CFSコーポレーション総合企画室長          2015年12月 ウエルシアホールディングス株式会社海外事業部長          2018年3月 イオン株式会社財務・経営管理担当付          2019年3月 同社関連企業部長          2021年5月 当社監査役（同年12月辞任）          2022年4月 当社常務執行役員経営管理担当（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>井上紀一氏は、イオングループにおいて人事、財務、経営管理の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。2021年には、当社監査役として職務に従事し、経営上有用な発言を行ってきていることや、同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>井上紀一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

あおやま かずひろ  
**3 青山 和弘**

再任

生年月日	1968年8月20日	所有する当社の株式数	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1991年4月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社          2001年12月 株式会社メガスポーツ 入社          2007年5月 同社商品部長          2010年4月 同社営業戦略部長          2012年4月 イオンリテール株式会社出向 新業態PT          2014年4月 イオン株式会社出向グループ経営監査室          2017年11月 株式会社メガスポーツ 経営企画室長          2020年4月 同社業務推進本部長 兼プロジェクト推進室長          2020年5月 同社取締役業務推進本部長 兼プロジェクト推進室長          2021年3月 同社取締役業務推進本部長          2021年5月 当社取締役商品・デジタル担当          2022年4月 当社取締役 兼 常務執行役員営業・商品担当(現任)</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>青山和弘氏は、イオングループにおいて商品、経営企画の職務に携わる等、豊富な経験と実績を有しております。2021年より、当社取締役の職務に従事し、商品、営業担当として当社を牽引していることや、同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、引き続き当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>青山和弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

# 4 湊

みなと

# 博昭

ひろあき

再任

生年月日	1961年4月4日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1984年4月 北陸ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社</p> <p>2009年4月 イオンリテール株式会社チーム改善活動推進グループ</p> <p>2013年3月 同社執行役員東近畿カンパニー支社長</p> <p>2015年1月 永旺華東（蘇州）商業有限公司総経理</p> <p>2017年3月 イオンリテール株式会社千葉県事業部長</p> <p>2018年3月 同社常務執行役員南関東カンパニー支社長</p> <p>2020年3月 同社執行役員衣料本部長（現任）</p> <p>2020年5月 当社取締役（現任）</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>湊博昭氏は、イオングループにおいてカンパニー支社長や衣料本部長を歴任する等、豊富な経験と実績を有しております。2020年より、当社取締役の職務に従事し、経営全般に関する助言等や、同氏のこれまでの実績並びに経営に関する豊富な見識を踏まえ、引き続き当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補といたしました</p>		
特別の利害関係	<p>湊博昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

しばた あきひさ  
5 柴田 昭久

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役在任年数  
(本定時株主総会終結時) 7年

生年月日	1976年6月11日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2002年10月 弁護士法人淀屋橋合同（現 弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現任） 2012年4月 当社社外監査役 2015年5月 当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	柴田昭久氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と実績並びに企業法務、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等についても豊富な見識を有しております。このような豊富な経験及び見識に基づき、2015年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から経営上有用な発言を行ってきたこと等を踏まえ、当社の取締役会の監督機能の実効性の更なる強化を図る上で、同氏を当社の社外取締役として迎え入れることが適切であると判断し、社外取締役候補といたしました。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な見識と経験に基づき、当社のガバナンス、法務に対して助言等を頂戴するとともに独立した客観的な立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化、並びにさらなる当社グループの成長に寄与していただくことを期待しております。		
特別の利害関係	柴田昭久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役候補者 柴田昭久氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を更新する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は柴田昭久氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

あらかわ まさこ  
6 荒川 正子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役在任年数  
(本定時株主総会終結時) 5年

生年月日	1971年1月1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1993年4月 株式会社長銀総合研究所(現 株式会社価値総合研究所) 入社</p> <p>2000年2月 不動産鑑定士登録</p> <p>2006年3月 ドイツ銀行東京支店不動産ファイナンス部ヴァイスプレジデント</p> <p>2010年7月 シービー・リチャードエリス株式会社(現 シービーアールイー株式会社) エグゼクティブディレクター</p> <p>2012年10月 株式会社エーエムシーアドバイザーズ代表取締役(現任)</p> <p>2013年1月 街アセットマネジメント株式会社代表取締役</p> <p>2017年5月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2019年6月 リコーリース株式会社社外取締役(現任)</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	<p>荒川正子氏は、不動産ビジネスに関する豊富な経験と実績、並びに一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会理事活動によりコーポレート・ガバナンス等に関しても豊富な見識を有しております。このような豊富な経験及び見識に基づき、2017年より当社社外取締役として独立かつ客観的な観点から経営上有用な発言を行ってきていること等を踏まえ、当社の取締役会の監督機能の実効性の更なる強化を図る上で、同氏を当社の社外取締役として迎え入れることが適切であると判断し、社外取締役候補といたしました。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な見識と経験に基づき、当社のガバナンス、経営全般に対して助言等を頂戴するとともに独立した客観的な立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化、並びにさらなる当社グループの成長に寄与していただくことを期待しております。</p>		
特別の利害関係	<p>荒川正子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

(注) 1. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、取締役候補者 荒川正子氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を更新する予定であります。

また、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

2. 当社は荒川正子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性に関する基準を、以下に定める要件を満たした者と定義する。

1. 現在及び過去10年間、当社または当社子会社、親会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という）ではない者
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下に該当しないこと
  - (ア) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）、またはその業務執行者
  - (イ) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
  - (ウ) 当社の主要な借入先（総資産の2%以上の金額の借入先）の業務執行者
  - (エ) 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（当社または当社子会社との取引が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の取引先）またはその業務執行者
  - (オ) 当社の主要な取引先である者（その者との取引が、当社の年間売上高の2%以上の取引先）またはその業務執行者
  - (カ) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社または当社子会社より役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者
  - (キ) 非営利団体に対する当社または当社子会社からの寄付金が1,000万円以上で、かつ当該団体の総収入の2%以上の団体の業務執行者
  - (ク) 上記1. 及び(ア)～(キ)の配偶者または2親等以内の親族

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって辞任されます監査役 布施弘二氏及び2021年12月4日をもって辞任された監査役 井上紀一氏の後任として監査役2名の選任をお願いするものであります。選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

かさしま かずし

## 1 笠島 和滋

新任

社外監査役候補者

生年月日	1961年2月8日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1984年3月	北陸ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社	
	2004年6月	同社日永店長	
	2010年5月	イオンリテール株式会社名岐事業部長	
	2012年3月	同社執行役員東近畿カンパニー支社長	
	2013年3月	同社執行役員南関東カンパニー支社長	
	2014年3月	同社執行役員営業企画本部長	
	2015年2月	イオン北海道株式会社商品本部副本部長	
	2015年3月	同社執行役員商品本部副本部長兼コーディネーター部長	
	2016年3月	同社執行役員商品本部長兼コーディネーター部長	
	2016年5月	同社取締役	
	2018年10月	同社取締役兼常務執行役員商品本部長兼コーディネーター部長	
	2020年3月	同社取締役兼常務執行役員商品本部長	
2022年4月	同社取締役(現任)		
社外監査役候補者の選任理由	笠島和滋氏は、イオングループでの豊富な経験と実績を有しており、当社事業を取り巻く環境等においても深い見識を有しております。同氏の豊富な見識と経験に基づく経営全般に対する助言等により、意思決定の妥当性・適正性を確保できると判断し社外監査役候補といたしました。		
特別の利害関係	笠島和滋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

※笠島和滋氏は、2022年5月20日開催予定のイオン北海道株式会社定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任予定です。

## 2 ば ば としあき 馬場 俊彰

新任

生年月日	1959年12月24日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1984年3月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 2014年3月 イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー経営企画室長 2016年9月 同社I MO本部ビジネスサポート部長 2019年3月 同社スペシャリティストア事業開発部管理部長 2019年6月 同社専門事業本部管理部長 2019年9月 イオン株式会社サービス・専門店担当付（現任）		
監査役候補者の選任理由	馬場俊彰氏は、イオングループでの経験を活かし、豊富な経験と実績を有しており、同氏の豊富な見識と経験に基づく経営全般に対する助言等により、意思決定の妥当性・適正性を確保できると判断し監査役候補といたしました。		
特別の利害関係	馬場俊彰氏と当社との間に特別の利害関係はありません。		

以 上



(添付書類)

## 事業報告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計期間（2021年3月1日～2022年2月28日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業活動や個人消費が制限され、経済活動は大きく後退いたしました。感染対策の徹底及びワクチン接種が促進されるなか、新規感染者数の減少に伴う経済の持ち直しが期待されたものの、度重なる新たな変異株の発現と感染再拡大により、新型コロナウイルス感染症の猛威は未だ衰えず、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、企業や生活者を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い消費行動や価値観も変わってきております。このような環境に対応すべく、当社グループは、お客さまに喜んでいただける接客、お客さまに満足していただける商品、お客さまのニーズの変化に応える売場を実現させるべく、品揃え、接客サービス、売場オペレーションの実証実験を、現場の声を取り入れながら、モデル店を使って推し進め、水平展開して行くことで、企業としての成長性を確保し、またイオングループと戦略を連動させグループシナジーを発揮することによる企業価値の更なる向上を目指し取り組んでまいりました。

モデル店舗では、①見やすく、選びやすい売場、②ジーフット独自の体験型提案接客（接客に関する社内認定資格フィッティングアドバイザーによる、足型計測器、はっ水加工機IMBOXを使った接客）、③自ら考え、判断し、行動できる店長の教育（店舗情報分析に基づいた月別・週別販売計画の立案、検証、修正）を骨子として取り組み、店舗の過剰在庫削減による見やすく、選びやすい売場の実現や、足型計測器、はっ水加工機IMBOXを使った体験型提案接客や、プラスワン接客によるセット販売率アップの取り組みによる、買上点数(前期比3.1%増)、客単価(同4.5%増)アップの成果を得ることができました。商品開発では、ジーフットのプライベートブランド商品「ATHREAM」において、製造委託先との情報共有に基づく一貫したMDプロセス（安定的な生産取り組みによる品質向上、生産コスト圧縮）をスタート、コスト面では、アナログ業務のデジタル化（自動化・見える化）による業務効率化を継続推進、販売費及び一般管理費を前期比3.8%減、新型コロナウイルス感染症影響前の一昨年との比較で18.3%減の取り組みとなりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出の長期間化、広域化の影響で、当社にとって、お客さまの来店頻度の高い土・日・祝日や繁忙時間帯が臨時休業や営業時間短縮となり、販売機会が大幅に減少しました。限られた販売機会をより拡充するために、当社の主力となるイオングループショッピングセンター立地を活用、催事場を確保の上、回数・期間の最大化を図ってまいりましたが、想定以上の販売機会逸失影響は大きく、売上が当初計画から大幅乖離、2021年10月6日に、今年度上期の新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響及び今後も相当期間見込まれる同感染症の影響を鑑み、2022年2月期通期連結業績を売上高667億円、営業損失60億円、経常損失61億円、親会社株主に帰属する当期純損失65億円とする通期連結業績予想の修正を行うにいたしました。

このような状況の中、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大により棄損した自己資本を補い、かつ、事業構造改革を推進し、同感染症の影響に耐え得る財務体質構築及び事業再生・成長軌道回帰のため、2021年10月6日、当社より当社の親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」という。）に対して第三者割当増資（以下「本第三者割当」という。）の引受け要請を行い、イオンとの間で資金調達や資本増強に関する各種施策の実施に関して正式に協議に入ることで合意いたしました。その後2021年10月から12月にかけて、イオンと複数回にわたり協議・交渉を行い、同年12月13日イオンとの間で当社が本第三者割当により発行するA種種類株式の引受契約書を締結（詳細は、2021年12月13日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。）、2022年2月9日に、本第三者割当によるA種種類株式の発行に係る払込完了ならびに資本金及び資本準備金の額の減少を行っております。（詳細は、2022年2月9日付「第三者割当によるA種種類株式発行に係る払込完了および発行ならびに資本金および資本準備金の額の減少のお知らせ」をご参照ください。）

出退店につきましては、グリーンボックス白山店、アスビーイオンモール川口店、アスビー東武池袋店、アスビーキッズ東武池袋店等7店舗を出店、退店については、不採算店舗の損失抑制を目的に、当初計画66店舗から11店舗増の77店舗を退店、これらにより当連結会計年度末における当社グループの店舗数は780店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高662億66百万円（前期比0.6%増）、営業損失66億48百万円（前期は営業損失122億5百万円）、経常損失は68億2百万円（前期は経常損失122億18百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は71億42百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失127億16百万円）となりました。

## ② 商品別の売上状況

商品別の売上状況につきましては次のとおりであります。

商 品 別	当連結会計年度（百万円） 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	構 成 比（%）	前 期 比（%）
婦 人 靴	13,431	20.3	103.8
紳 士 靴	9,001	13.6	93.8
ス ポ ー ツ 靴	22,771	34.4	93.9
子 供 靴	15,334	23.1	107.1
そ の 他	5,728	8.6	120.6
合 計	66,266	100.0	100.6

(注) 上記金額には、消費税は含まれておりません。

## ③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は6億23百万円であり、主に新規出店への投資及び店舗改装によるものであります。

## ④ 資金調達の状況

当事業年度における主な資金調達は、店舗改装・新規出店及びシステム・IT投資のための資金調達を目的として第三者割当によるA種種類株式発行により、イオン株式会社から、50億円の出資を受けました。

## (2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期	第 49 期	第 50 期	第51期(当連結会計年度)
	2018年3月1日から 2019年2月28日まで	2019年3月1日から 2020年2月29日まで	2020年3月1日から 2021年2月28日まで	2021年3月1日から 2022年2月28日まで
売 上 高(百万円)	95,013	89,089	65,849	66,266
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(百万円)	388	△1,994	△12,218	△6,802
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△1,478	△4,453	△12,716	△7,142
1株当たり当期純損失(△) (円)	△34.77	△104.68	△298.90	△167.87
総 資 産 (百万円)	58,608	53,194	44,006	43,318
純 資 産 (百万円)	23,074	17,707	4,393	2,281
1株当たり純資産 (円)	542.00	415.85	102.93	△64.25

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第51期の1株当たり純資産額は、純資産の部の合計額より新株予約権の金額及びA種種類株式の払込金額を控除した金額を、自己株式控除後の普通株式期末発行済株式数で除して算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期	第 49 期	第 50 期	第51期(当事業年度)
	2018年3月1日から 2019年2月28日まで	2019年3月1日から 2020年2月29日まで	2020年3月1日から 2021年2月28日まで	2021年3月1日から 2022年2月28日まで
売 上 高(百万円)	92,868	87,127	64,872	65,292
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(百万円)	327	△1,994	△12,089	△6,761
当期純損失(△)(百万円)	△1,694	△4,543	△12,653	△7,150
1株当たり当期純損失(△) (円)	△39.84	△106.80	△297.43	△168.07
総 資 産 (百万円)	57,840	52,628	43,535	43,079
純 資 産 (百万円)	23,204	17,897	4,448	2,298
1株当たり純資産 (円)	545.06	420.30	104.22	△63.84

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第51期の1株当たり純資産額は、純資産の部の合計額より新株予約権の金額及びA種種類株式の払込金額を控除した金額を、自己株式控除後の普通株式期末発行済株式数で除して算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の親会社であるイオン株式会社は、当社普通株式を26,350,620株及びA種種類株式50株（議決権比率61.94%）保有しており、イオングループ全体で当社普通株式を28,461,620株及びA種種類株式50株（議決権比率66.90%）保有しております。当社の取締役9名の内、1名は当社の親会社の子会社であるイオンリテール株式会社の執行役員を兼務しており、他の1名は当社の親会社であるイオン株式会社のサービス・専門店担当責任者及び当社の親会社の子会社である株式会社イオンファンタジーの代表取締役会長及び当社の親会社の子会社である株式会社コックスの取締役を兼務しております。また、当社の監査役3名の内、1名は当社の親会社の子会社である株式会社メガスポーツの社外監査役及びイオンスポーツ商品調達株式会社の社外監査役を兼務しております。

イオン株式会社の子会社であるイオンリテール株式会社及びイオンモール株式会社等とは店舗の賃借取引を行っております。また、イオン株式会社の子会社であるイオンスポーツ商品調達株式会社とは商品の仕入等の取引を行っております。なお、親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、2021年12月13日開催の取締役会において、親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」という。）を割当先とする第三者割当によるA種種類株式50株の発行を、その後の株主総会の特別決議で承認されることを条件に決議し、2022年2月9日付で実施いたしました。これによりイオンとの間に資本取引が発生いたしました。

この取引を行うにあたっては、利益相反の疑いを回避する観点から上記取締役会での審議及び決議にイオンの従業員である取締役、イオン子会社の執行役員である取締役あるいは直近までイオン子会社の取締役であった取締役は参加いたしませんでした。また、この取引の必要性及び資金調達手段、割当先、発行条件等の相当性について独立した第三者機関へ意見を求め、当社及び少数株主の利益を害さないよう留意いたしました。

当社取締役会は、この取引を通じた資金調達により、店舗改装・新規出店及びシステム・IT投資を実施し、より一層の企業価値向上に寄与するものと考えております。また当社取締役会は、この取引について、法令上必要な手続に加え、念のため株主総会の特別決議による承認を得て、上記のとおり利益相反の疑いを回避する措置をとっていることから、この取引の内容及び条件は公正かつ適切なものであり、当社の利益を害しないと判断いたしました。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社プレスステージシューズ	100.0%	靴専門店

(注) 連結子会社であった新脚步（北京）商貿有限公司は、2022年2月16日に清算終了しております。

### (4) 対処すべき課題

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業活動や個人消費に大きな制限や影響を及ぼす懸念がある一方、新型コロナウイルス感染症の存在を前提に防疫と経済の両立による経済活動再開への動きも期待されております。このような環境の下、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、お客さま、従業員をはじめ全ての方々の安全と健康を最優先にしながら、コロナ禍を経て生じた変化と、コロナ影響を受けて加速した従来からの変化に柔軟に対応できるよう取り組みを続けてまいります。

また、当社グループにおいては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在しており、事業を継続させる為、当社が取り組むべき喫緊の課題といたしましては、先ず、足元の止血策を最優先に、引き続き間接部門のコスト削減、及び不採算事業・不採算店舗の整理を進め収支構造の抜本的な見直しを図り、今後も相当期間見込まれる新型コロナウイルス感染症の影響に耐え得る財務体質の構築と、確実な事業収益力の回復による、経営基盤の再構築に取り組んでまいります。

#### <2023年2月期重点取り組み>

##### 1. 確実な事業収益力の回復

コロナ禍以前からの継続赤字店舗の閉店と、コロナ環境下で収益をあげている店舗の活性化により、利益店舗へ経営資源を集中、事業効率と販売効率の最大化を図る。強靱な事業基盤を築き、確実な事業収益力の回復を実現させる。

##### (1) 活性化による事業・販売効率最大化

- ①アスピーブランドへ統一、事業効率最大化を目指したグリーンボックス活性化
  - i) 更に強まるお客さまの健康ニーズに広く応える商品・サービスの拡充
  - ii) 商品の魅力が伝わる売場づくり
  - iii) 販売ノウハウの集約（販売人員強化）
  - iv) 2023年2月期より、3年間で200店舗以上の活性化を計画
- ②グリーンボックス子供靴売場のアスピーキッズ化により、日本一のキッズ売上を圧倒的No.1まで高め、トップラインを引き上げる
  - i) ベビー&チャイルド品揃えの拡充
  - ii) 足型計測+足の成長軸に合わせた接客販売
  - iii) 接客販売へシフト（販売人員強化）

- (2) 不採算事業・不採算店舗の整理
  - i) 新型コロナウイルスの影響による変化も踏まえ、今後利益が見込めないと判断した店舗の閉店
  - ii) 2023年2月期より、2年間で最大110店舗の閉店を計画(2年間で整理完了)
- 2. 新たな成長を促すデジタルシフト

新たな商品統合管理システムと既存基幹システムを連携させ、システム統制による高精度な計画策定、及びサイズ別単品実績管理に基づいた迅速かつ柔軟な計画修正のプロセスを構築、収益力の向上を図る。また、新たに顧客管理基盤と足型情報管理基盤を構築し、連携させることで、モノ(商品)だけでなく、コト(体験)やサービス(デジタル)まで提供価値を拡げ、お客さまとの継続的、累積的な関係作り(ファン作り)を実現させる。

- (1) EC事業の成長と拡大
  - ①オムニチャンネル化の推進
    - ECと店舗を自社アプリで繋ぐ(お客さま接点拡大、利便性向上)
  - ②新顧客情報管理基盤の構築・移行
    - 自社アプリ顧客基盤とイオングループ共通顧客基盤との連携・移行
- (2) 商品統合管理システムの構築・移行
  - ①新MDシステムへの移行
    - i) 品揃え計画と単品販売績のシステム統制(適品・適時の実現)
    - ii) サイズ欠品撲滅(販売機会ロス減少、建値消化率改善)
    - iii) 荒利率改善(値下げ販売抑制、在庫回転率改善)
  - ②店舗のデジタルシフト(店舗業務の効率改善)
    - i) 販売に必要な情報の見える化(接客販売サポート)
    - ii) 店舗後方業務の自動化、電子申請化(店舗後方業務削減)
- (3) 新たな成長の要、足型情報と商品・サービスの融合
  - 足型情報基盤の構築による、お客さまの新しいお買い物体験
    - i) 足型計測データと自社アプリの連携、お客さまへおすすめ情報やお子さまの足育情報配信等
    - ii) 足型計測データを活用した、プライベートブランド商品の開発、メーカーとの商品共同開発
    - iii) 足型計測データを活用した、オンラインフィッティング

以上の施策により、キャッシュフロー経営の徹底と生産性の向上を図り、業績回復に向け事業構造改革を推進いたします。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

- ① 靴の販売並びに製造修理
- ② インポート雑貨の販売

(6) 主要な営業所及び店舗（2022年2月28日現在）

当社グループの主要な営業所

本社	東京都中央区新川一丁目23番5号		
店舗	780店舗		
	北海道地区	59店舗	
	東北地区	99店舗	
	関東地区	210店舗	
	中部地区	160店舗	
	近畿地区	125店舗	
	中国地区	29店舗	
	四国地区	21店舗	
	九州地区	77店舗	

(7) 従業員の状況（2022年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比 増減
合計	1,109名	△161名

(注)従業員数は就業人員数であり、パートタイマー及びアルバイト（期中平均臨時雇用人員3,432名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	680名	△91名	41.4歳	13.7年
女性	383	△60	33.1	8.8
合計又は平均	1,063	△151	38.5	12.1

(注)従業員数は就業人員数であり、パートタイマー及びアルバイト（期中平均臨時雇用人員3,431名）は含んでおりません。



## (8) 主要な借入先の状況（2022年2月28日現在）

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	5,325百万円
株式会社三井住友銀行	3,125
株式会社中京銀行	2,075

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う店舗の臨時休業、営業時間の短縮、お客さまの外出自粛により、来店客数が大幅に落ち込み、厳しい販売状況が続いた結果、当連結会計年度において多額の営業損失を計上しました。

まん延防止等重点措置解除後においてお客さまは戻りつつありますが新型コロナウイルスの収束については一定の期間を要するものと考えられることから、2023年2月期におきましても、厳しい経営環境が続く見込みであります。

これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しておりますが、「(4) 対処すべき課題」に記載した2023年2月期重点取り組み事項を確実に実施することで業績回復に努めるとともに、資金調達面においても、当連結会計期間末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、取引金融機関による短期借入枠が十分に確保されております。

また、2021年12月13日開催の取締役会において、筆頭株主であるイオン株式会社との間で第三者割当による種類株式の発行の引受契約書を締結し、当社は、イオン株式会社を割当先とする払込金額の総額50億円の第三者割当による当社A種種類株式の発行を、2022年2月8日開催の当社臨時株主総会の承認を経て2022年2月9日に総額50億円の払込みを完了しており、当面の事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## 2. 株式の状況（2022年2月28日現在）

### (1) 発行可能株式総数

普通株式	144,000,000株
A種種類株式	50株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式	42,557,500株	(自己株式12,286株を含む)
A種種類株式	50株	

### (3) 当事業年度末の株主数

普通株式	29,849名
A種種類株式	1名

### (4) 上位10名の株主

株 主 名	所 有 株 式 数			持 株 比 率
	普通株式	A種種類株式	合計株式	
イオン株式会社	26,350,620株	50株	26,350,670株	61.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,039,700	—	1,039,700	2.44
有限会社高田	900,000	—	900,000	2.11
イオンフィナンシャルサービス株式会社	670,000	—	670,000	1.57
イオンモール株式会社	520,000	—	520,000	1.22
ジーフット社員持株会	480,360	—	480,360	1.12
マックスバリュ西日本株式会社	375,000	—	375,000	0.88
株式会社コックス	336,000	—	336,000	0.78
株式会社みずほ銀行	300,000	—	300,000	0.70
株式会社三菱UFJ銀行	288,000	—	288,000	0.67

(注) 持株比率は発行済株式（普通株式及びA種種類株式）の総数から自己株式（12,286株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年2月28日現在）

名称 (発行回)	行使期間	保有者	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額
第1回新株予約権 (2016年5月1日)	2016年6月1日～ 2031年5月31日	取締役 4名	158個	普通株式 15,800株	1株当たり 636円	1株当たり 1円
第2回新株予約権 (2017年5月1日)	2017年6月1日～ 2032年5月31日	取締役 4名	76個	普通株式 7,600株	1株当たり 622円	1株当たり 1円

(注) 上記新株予約権は、社外取締役及び非常勤取締役には割り当てておりません。

#### 新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使できるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 下 尚 久	総合企画担当
常 務 取 締 役	村 上 竹 司	
取 締 役	酒 井 慶 美	営業担当
取 締 役	青 山 和 弘	商品・デジタル担当
取 締 役	小 松 史 明	管理担当
取 締 役	藤 原 信 幸	株式会社イオンファンタジー代表取締役会長 イオン株式会社サービス・専門店担当責任者 株式会社メガスポーツ取締役 株式会社コックス取締役
取 締 役	湊 博 昭	イオンリテール株式会社執行役員衣料本部長
取 締 役	柴 田 昭 久	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
取 締 役	荒 川 正 子	株式会社エーエムシーアドバイザーズ代表取締役 リコーリース株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	布 施 弘 二	株式会社メガスポーツ社外監査役 イオンスポーツ商品調達株式会社社外監査役
監 査 役	越 山 滋 雄	東洋合成工業株式会社社外監査役
監 査 役	下 山 宏	下山宏税理士事務所税理士

- (注) 1. 取締役 柴田昭久氏及び荒川正子氏の2名は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 布施弘二氏、監査役 越山滋雄氏及び下山宏氏の3名は、社外監査役であります。
3. 監査役 下山宏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役 柴田昭久氏及び荒川正子氏、監査役 越山滋雄氏及び下山宏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任  
2021年5月21日開催の第50期定時株主総会において、新たに村上竹司氏、青山和弘氏、藤原信幸氏は取締役に選任され就任いたしました。

## (2) 退任

2021年5月21日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって、取締役 木村正光氏、上條勝義氏、辻晴芳氏は、任期満了により、監査役 橋本康好氏は辞任により退任いたしました。2021年12月4日をもって、監査役 井上紀一氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はイオン株式会社の関連企業部長でありました。

## (3) 地位及び担当の異動

2021年5月21日付で、村上竹司氏は取締役から常務取締役総合企画担当となりました。

2022年1月27日付で、木下尚久氏は代表取締役社長から代表取締役社長兼総合企画担当に、村上竹司氏は常務取締役総合企画担当から常務取締役となりました。

6. 当社は当社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性がそなわれないように措置を講じております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。当該方針の内容の概要は、取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬の内容に関する決定の全部を毎年5月開催の取締役会にて代表取締役社長に委任することが決議され、株式報酬型ストックオプションについては、毎事業年度一定の時期に、定められた条件に従って付与されます。監査役個々の報酬についても毎年5月の監査役会の協議にて決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

## ② 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬等として有効に機能するものとし、また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、ステークホルダー（お客さま、株主さま、従業員等）により納得され支持される、透明性・公正感が高い報酬制度とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、以下のとおり基本報酬と業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成しております。また、業務執行取締役以外の報酬は、以下の基本報酬のみとしております。

### ロ. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

役位別に設定した基準額内で、個別評価に基づき定めた金額を月例の固定報酬として支給しております。

### ハ. 業績連動報酬等に関する方針

以下の会社業績連動報酬及び個人別業績連動報酬で構成しております。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとし、当該年度の会社業績及び個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させます。なお、業績連動報酬は、毎年、一定の時期に支給しております。

#### A) 会社業績連動報酬

役位別基準金額に対して、会社業績の達成率に基づき算出し、業績を総合的に勘案して決定しております。

#### B) 個人別業績連動報酬

役位別基準金額に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定しております。

### ニ. 非金銭報酬等に関する方針

A) 当社は、株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や志気を高めることを目的に、取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。

B) 新株予約権の目的となる付与個数については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において、役位別基準金額に対して、一定期間の平均株価と当該年度の業績に基づき決定しております。

C) 新株予約権は、毎事業年度一定の時期に、定められた条件に従って付与されます。

ホ. 業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションに係る指標の内容

業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とし、連結当期純利益、連結営業利益の予算達成率及び各利益の昨年比増減及びその内容等を考慮しております。

業績連動報酬に係る指標は、平常の事業成績を最も適切にあらわすことができる指標として、連結経常利益を主な指標として選択しております。

ヘ. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）の報酬総額に占める割合の目安は、（業績連動報酬と株式報酬型ストックオプションが基準金額の100%が支給された場合）55～65%程度を基本報酬、23～26%程度を業績連動報酬、10～20%程度を株式報酬型ストックオプション報酬としております。

また、上位役位ほど業績連動報酬の割合を高めることとしております。

ト. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役個別の報酬の決定については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長木下尚久が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分案を作成し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、決定しております。その権限の内容は取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬に関する決定の全部であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	68	65	3	—	9
(うち社外取締役)	(9)	(9)	(—)	(—)	(2)
監 査 役	19	19	—	—	3
(うち社外監査役)	(19)	(19)	(—)	(—)	(3)
合 計	88	85	3	—	12
(うち社外役員)	(29)	(29)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 2015年5月21日開催の第44期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額  
 取締役 年額 360百万円 (会社法第361条第1項に基づく報酬)  
 ただし、金銭による報酬額として年額300百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額60百万円  
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名 (うち社外取締役3名) であります。
2. 2008年4月15日開催の第37期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額  
 監査役 年額 60百万円 (会社法第387条第1項に基づく報酬)  
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名 (うち社外監査役3名) であります。
3. 上記には当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
4. 無支給者 (取締役3名及び監査役2名) については、対象となる役員の員数に含めておりません。
5. 当事業年度において、社外役員1名が、当社の親会社等又はその子会社等 (当社を除く) から受けた役員報酬等の総額は2百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 柴田昭久氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であります。当社と同法人との間には特別な利害関係はありません。

取締役 荒川正子氏は、株式会社エーエムシーアドバイザーズの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。また、リコーリース株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

常勤監査役 布施弘二氏は、当社常勤監査役就任前にイオンスーパーセンター株式会社常務取締役管理担当兼総務部長でありました。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社は同社と店舗賃借等の取引があります。また、株式会社メガスポーツの社外監査役であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社と同社との間には特別な取引はありません。また、イオンスポーツ商品調達株式会社の社外監査役であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であり、当社と同社とは商品の仕入等の取引があります。



監査役 越山滋雄氏は、東洋合成工業株式会社社外監査役であります。当社と同社との間には特別な取引はありません。

監査役 下山宏氏は、下山宏税理士事務所の税理士であります。当社と同事務所の間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柴田 昭久	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席いたしました。取締役会では、弁護士として豊富な経験と実績並びに企業法務、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する豊富な見識に基づき、公正かつ独立の立場から発言を行っております。特に、コーポレート・ガバナンス、法務に対して、数多くの有益な助言・提案を行い、取締役会の監督機能・意思決定機能の向上、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しました。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	荒川 正子	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席いたしました。取締役会では、不動産ビジネスに関する豊富な経験と実績、並びにコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する豊富な見識に基づき、公正かつ独立の立場から発言を行っております。特に、ガバナンス、経営全般に対して数多くの有益な助言・提案を行い、取締役会の監督機能・意思決定機能の向上、取締役会の議論の活性化等に貢献しました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
常勤監査役	布施 弘二	当事業年度に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、監査役会の議長として、監査役会の事前準備、議事運営を行い、各監査役に対して、監査状況の報告や意見表明を行っております。
監査役	越山 滋雄	当事業年度に開催された全ての取締役会・監査役会に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監 査 役	下 山 宏	当事業年度に開催された取締役会25回のうち22回に出席し、また、監査役会24回のうち21回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会10回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、社外取締役 柴田昭久氏及び荒川正子氏、社外監査役 越山滋雄氏及び下山宏氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 47百万円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額  
47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人からの説明や執行側からの情報収集を通して、前期の監査計画時間と監査実績時間の比較、当事業年度の会計監査計画における監査項目、監査時間、配員計画及び報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、監査役会として上記報酬額を相当と判断いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人による適正な監査の確保に向けて、独立性・専門性その他の監査業務の遂行に関する事項から構成される「会計監査人の選定基準」を策定し、この基準に従い、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は下記のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動をとるため「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。

また、取締役の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、社外取締役を選任しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき適切に記録し保存しております。取締役及び監査役は、必要に応じてそれらの文書を閲覧できるものとしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会、監査役会及び内部監査室との連携のもと、リスク情報を共有するため管理担当役員を委員長とし「リスク委員会」を設置し、リスク発生時の対応の早期化を図っております。

「リスク委員会」の管理下に4つの小委員会を設置し、リスクマネジメント運用を担う体制を構築しております。「倫理小委員会」は懲戒に関する事例の検証及び対策等を行い、「コンプライアンス小委員会」はリスク管理及びコンプライアンスの啓蒙を行い、「クライシス小委員会」は災害対策及び事業継続計画等を策定、「特別小委員会」はその他経営に関する重大なリスクへの対応を図っております。

また、当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率を確保するため、組織規定及び職務責任権限規定を制定し、取締役の職務分担及び権限を明確にしております。

また、当社では、業務執行の責任分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、従業員が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるため、「リスク委員会」を設置し、コンプライアンス強化に努めております。

コンプライアンスの徹底を図るため、管理担当役員が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、従業員教育等も行います。内部監査室は、管理担当役員と連携の上、コンプライアンスの状況を監査いたします。

また、法令遵守の観点から、法令及び定款に反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度を設けており、適正に運営しております。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率化に資する対処事例の水平展開等を進めています。ただし、具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしており、当社としては水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告を適宜受ける体制となっております。

イオングループ各社との賃貸借契約等の利益相反取引については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しており、当社の利益を損なわない方策を講じております。

また、当社子会社の経営については、自主性を尊重しつつ事業内容の報告を求め、重要案件に関しては事前に協議を行い、牽制機能が働く体制として定期的な財務経理部長の確認及び内部監査を実施するとともに以下の体制といたします。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、「関係会社管理規定」に基づき、重要な事項について事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告を受けるものといたします。

ロ. 子会社のリスク管理等については、リスク管理について定める関連規定に基づき、当社の管理担当役員がリスクの評価及び管理体制を統括し、適切にリスクマネジメントを行うものといたします。

ハ. 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規定」に基づき当社取締役会で協議し、承認して情報共有を図るほか、グループ全体での会議を定期的に開催して業務プロセスの改善を図り、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行うことにより業務の一層の効率化を図ります。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査室が関連規定等に基づき内部監査を実施するとともに、社内通報制度を整備するものといたします。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人員、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して決定いたします。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。  
ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものいたします。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制、並びに、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
イ. 監査役は、原則毎月1回開催する取締役会やその他重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握しております。  
ロ. 取締役及び使用人（子会社の者を含む。）は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。  
ハ. 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底いたします。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役が通常の見査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理します。通常の見査費用以外に、緊急の調査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においても速やかに処理するものいたします。
- ⑪ その他監査役の見査が実効的に行われることを確保するための体制  
イ. 定例監査役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。  
ロ. 監査役と内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を設け、見査関連情報の交換等をしております。  
ハ. 監査役と代表取締役及び取締役は、定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、見査役見査の環境整備の状況、見査上の重要課題等について意見交換しております。  
ニ. 前項に係らず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものいたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 取締役会を25回開催し、法令等に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を24回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 「リスク委員会」を4回開催し、また、社内教育としてコンプライアンスセミナーを実施し、当社の役員についても外部より講師を招き役員コンプライアンスセミナーも実施し、さらに、個人情報漏えい対策訓練を総務部主管で、管理担当役員が訓練責任者となって実施し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。
- ⑤ 2016年5月にコーポレートガバナンス基本方針を制定し、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。
- ⑥ イオングループ各社との取引については、市場価格に基づき、交渉のうえ決定しております。全ての取引に関して、取締役会において決議・報告し、内容に応じて事前承認あるいは事後承認の過程を経て適正性を確認しております。

## 7. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。

具体的には、連結配当性向は30%以上、金額は前事業年度以上を目標としております。

### <当期及び次期の配当について>

当社は会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当及び自己株式の取得等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。当期の期末配当金につきましては、71億50百万円の当期純損失のため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

2023年2月期の配当金につきましては、事業継続のための運転資金を確保すると同時に、収益力の回復に向けた財務基盤の安定化が最重要課題であると考え、現時点においては配当予想を無配とさせていただきます。

---

(注) 本事業報告中における記載金額は、表示単位未満は切り捨てております。



# 連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流動資産	36,645	流動負債	38,007
現金及び預金	5,841	支払手形	153
売掛金	230	電子記録債権	5,094
売上預け金	1,227	買掛金	8,042
商品	28,080	短期借入金	19,300
未収入金	927	1年内返済予定の長期借入金	1,047
その他	337	リース債権	65
固定資産	6,672	未払費用	2,604
有形固定資産	1,296	未払法人税等	376
建物及び構築物	632	ポイント引当金	23
機械装置	0	賞与引当金	194
器具備品	139	役員業績報酬引当金	5
土地	524	資産除去債	81
無形固定資産	632	その他	1,017
ソフトウェア	595	固定負債	3,029
その他	36	長期借入金	1,477
投資その他の資産	4,743	リース債権	97
投資有価証券	4	退職給付に係る負債	246
長期前払費用	194	資産除去債	1,134
敷金及び保証金	4,478	その他	73
繰延税金資産	66	負債合計	41,036
その他	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
資産合計	43,318	株主資本	2,399
		資本	3,756
		資本剰余金	8,587
		利益剰余金	△9,940
		自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	△133
		退職給付に係る調整累計額	△133
		新株予約権	14
		純資産合計	2,281
		負債純資産合計	43,318

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

( 2021年3月1日から  
2022年2月28日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		66,266
売上原価		38,904
売上総利益		27,362
販売費及び一般管理費		34,010
営業損失		6,648
営業外収益		
受取利息及び配当金	1	
受取保険金	1	
受取補償金	19	
持分法による投資利益	0	
受取損害賠償金	4	
その他	5	33
営業外費用		
支払利息	180	
その他	6	187
経常損失		6,802
特別利益		
固定資産売却益	61	
投資有価証券売却益	0	
子会社清算益	41	
補助金収入	138	
雇用調整助成金	22	263
特別損失		
減損損失	270	
投資有価証券売却損	3	
店舗閉鎖損失	89	
臨時休業等関連損失	19	382
税金等調整前当期純損失		6,921
法人税、住民税及び事業税	235	
法人税等調整額	△14	220
当期純損失		7,142
親会社株主に帰属する当期純損失		7,142

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年3月1日から  
2022年2月28日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年3月1日残高	3,756	3,587	△2,798	△4	4,541
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,500	2,500			5,000
親会社株主に帰属する 当期純損失			△7,142		△7,142
資本金から剰余金 への振替	△2,500	2,500			-
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計	-	5,000	△7,142	-	△2,142
2022年2月28日残高	3,756	8,587	△9,940	△4	2,399

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年3月1日残高	△0	34	△196	△162	14	4,393
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						5,000
親会社株主に帰属する 当期純損失						△7,142
資本金から剰余金 への振替						-
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	0	△34	63	29	-	29
連結会計年度中 の変動額合計	0	△34	63	29	-	△2,112
2022年2月28日残高	-	-	△133	△133	14	2,281

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,007	流 動 負 債	37,953
現 金 及 び 預 金	5,744	支 払 手 形	153
売 掛 金	196	電 子 記 録 債	5,094
売 上 預 け 金	1,186	買 入 掛 借 金	7,943
商 品	27,672	短 期 借 入 金	19,300
貯 蔵 品	39	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,047
前 払 費 用	279	未 払 一 ス 債	65
未 収 入 金	883	未 払 費 用	605
そ の 他	5	未 払 法 人 税 等	2,602
固 定 資 産	7,071	未 払 消 費 税	374
有 形 固 定 資 産	1,252	未 預 設 備 支 払 手 当	279
建 物	593	ポ イ ン ト 引 当 金	193
構 築 物	0	賞 与 引 当 金	13
機 械 装 置	0	役 員 業 績 報 酬 引 当 金	4
器 具 備 品	133	そ の 他 の 債	191
土 地	524	固 定 負 債	3
無 形 固 定 資 産	631	長 期 借 入 金	81
借 地 権	4	長 期 預 り 保 証 債	0
商 標 権	0	長 期 一 ス 債	1,477
ソ フ ト ウ エ ア	594	リ 退 職 給 付 引 当 金	12
そ の 他	32	資 産 除 去 債	97
投 資 そ の 他 の 資 産	5,188	そ の 他 の 債	57
関 係 会 社 株 式	205	負 債 合 計	40,780
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	400	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	193	株 主 資 本	2,284
敷 金 及 び 保 証 金	4,388	資 本 剰 余 金	3,756
そ の 他	0	資 本 準 備 金	8,587
資 産 合 計	43,079	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	3,587
		利 益 剰 余 金	5,000
		利 益 準 備 金	△10,056
		そ の 他 の 利 益 剰 余 金	191
		別 途 積 立 金	△10,247
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,019
		自 己 株 式	△15,266
		新 株 予 約 権	△4
		純 資 産 合 計	14
		負 債 純 資 産 合 計	2,298
			43,079

# 損 益 計 算 書

( 2021年3月1日から  
2022年2月28日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	65,292
売上原価	38,376
売上総利益	26,916
販売費及び一般管理費	33,524
営業損失	6,607
営業外収益	
受取利息及び配当金	2
受取保険金	1
受取補償金	19
受取損害賠償金	4
その他の	5
営業外費用	
支払利息	180
その他の	6
経常損失	6,761
特別利益	
固定資産売却益	61
投資有価証券売却益	0
子会社清算益	5
補助金収入	138
雇用調整助成金	20
特別損失	
減損損失	270
投資有価証券売却損	3
店舗閉鎖損失	89
臨時休業等関連損失	18
税引前当期純損失	381
法人税、住民税及び事業税	6,916
	233
当期純損失	7,150

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

( 2021年3月1日から  
2022年2月28日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金		
2021年3月1日残高	3,756	3,587	—	3,587	191	5,019	△8,116	△2,905	
事業年度中の変動額									
新株の発行	2,500	2,500		2,500					
当期純損失							△7,150	△7,150	
資本金からその他資本剰余金への振替	△2,500		2,500	2,500					
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△2,500	2,500	—					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	5,000	5,000	—	—	△7,150	△7,150	
2022年2月28日残高	3,756	3,587	5,000	8,587	191	5,019	△15,266	△10,056	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年3月1日残高	△4	4,434	△0	△0	14	4,448
事業年度中の変動額						
新株の発行		5,000				5,000
当期純損失		△7,150				△7,150
資本金からその他資本剰余金への振替		—				—
資本準備金からその他資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			0	0	—	0
事業年度中の変動額合計	—	△2,150	0	0	—	△2,149
2022年2月28日残高	△4	2,284	—	—	14	2,298

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 出 啓 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 広 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーフットの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーフット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 出 啓 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 広 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーフットの2021年3月1日から2022年2月28日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社・関連会社については、子会社担当の取締役や子会社・関連会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けるほか、子会社・関連会社の本社、店舗等を訪問して事業の実際を調査し、意見交換をいたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社・関連会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査室の月次報告書等により定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている親会社及びイオングループ各社との取引については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社及びイオングループ各社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月13日

株式会社ジーフット 監査役会

常勤監査役	布施弘二 ㊟
(社外監査役)	
社外監査役	越山滋雄 ㊟
社外監査役	下山宏 ㊟

以上



## 株主総会会場のご案内

- 【会 場】 東京都中央区京橋一丁目10番7号  
KPP八重洲ビル11階 AP東京八重洲
- 【交 通】 JR 東京駅 八重洲中央口より 徒歩6分  
東京メトロ  
銀座線 日本橋駅 B1出口より 徒歩5分  
銀座線 京橋駅 6番出口より 徒歩4分  
都営地下鉄  
浅草線 宝町駅 A7出口より 徒歩4分



株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。